

横須賀市チャレンジアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 学齢期における教育の充実を図る取組として、中学校の生徒において、検定の取得を目指すことで、学習意欲を高め、学力の向上につなげることを目的とする補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第2項の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部
- (2) 生徒 市内の中学校に在籍している生徒及び市内に住所を有し、市外の中学校に在籍している生徒
- (3) 検定 公益財団法人日本漢字能力検定協会が開催する日本漢字能力検定（以下「漢検」という。）、公益財団法人日本数学検定協会が開催する実用数学技能検定（以下「数検」という。）及び公益財団法人日本英語検定協会が開催する実用英語技能検定（以下「英検」という。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、準2級以上の検定を受検する生徒の保護者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において検定料の額とする。ただし、申請の回数は、生徒1人につき、漢検、数検及び英検それぞれに対して同一年度内に1回限りとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、試験日程に応じて別に定める期間に、補助金等交付申請書を教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に掲げる書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考

となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 検定料の支払を証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。